

「特定施設入居者生活介護」  
(ケアハウス虹の里)

重要事項説明書

社会福祉法人 愛美会

## 「特定施設入居者生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(愛媛県指定 第3871300657号)

当事業所はご利用者に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「**要介護**」と認定された方が対象となります。

### ＊＊ 目次 ＊＊

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1. 事業者                | 2  |
| 2. 事業所の概要             | 2  |
| 3. 職員の配置状況            | 3  |
| 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 4  |
| 5. 苦情の受付について          | 7  |
| 6. 事故発生時の対応について       | 9  |
| 7. 個人情報の利用目的について      | 9  |
| 8. 感染対策の徹底について        | 10 |
| 9. 非常災害対策             | 10 |
| 10. 福祉サービス第三者評価事業について | 10 |
| 11. 虐待防止に関する事項について    | 11 |
| 12. その他運営に関することについて   | 11 |

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛美会
- (2) 法人所在地 愛媛県四国中央市上分町乙 8番地2
- (3) 電話番号 0896-56-2333
- (4) 代表者氏名 理事長 石川 繁一
- (5) 設立年月 昭和63年12月24日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 特定施設入居者生活介護事業所・平成24年 2月 1日指定  
愛媛県 3871300657号
- (2) 事業所の目的 特定施設入居者生活介護は、介護保険法令に従い、契約者（ご利用者）が、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等を利用いただき、特定施設入居者生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス虹の里
- (4) 施設の所在地 愛媛県四国中央市上分町乙 8番地73
- (5) 電話番号 0896-58-0012
- (6) 事業所長氏名 山本 光子
- (7) 当事業所の運営方針
  - 1. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に特定施設サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  - 2. 明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。
  - 3. 市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービス提供者等との密接な連携に努める。
- (8) 開設年月日 平成24年 2月 1日
- (9) 入居定員 定員50名
  - 居室 個室46室 2人部屋2室
  - 一時介護室（収容定員1名） 1室

### (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

| 居室・設備の種類   | 室数   | 面積      | 備考                             |
|------------|------|---------|--------------------------------|
| 個室（1人部屋）   | 46室  | 24.4㎡   | 設備：トイレ、ミニキッチン、エアコン、シャワー室、浴室、電話 |
| 2人部屋       | 2室   | 46.8㎡   |                                |
| 一時介護室      | 1室   | 24.4㎡   |                                |
| 機能訓練室      | 2室   | 25.2㎡   |                                |
| 談話室        | 1室   | 25.2㎡   |                                |
| 大浴場        | 1室   | 32.8㎡   | 一般浴、機械浴                        |
| 洗濯室        | 1室   | 19.2㎡   |                                |
| 便所         | 各階1室 | 23.4㎡   |                                |
| 寮母室        | 1室   | 23.4㎡   |                                |
| 食堂         | 1室   | 118.09㎡ |                                |
| 多目的ふれあいホール | 1室   | 206.2㎡  |                                |

※上記は、厚生労働省が定める基準により、特定施設入居者生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備等です。

※居室の変更：ご利用者又は家族等から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者又は家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種         | 人員   | 指定基準                |
|------------|------|---------------------|
| 1. 管理者     | 1名   | 1名                  |
| 2. 看護職員    | 1名以上 | 合計数が利用者10名<br>に対し1名 |
| 3. 介護職員    | 7名以上 |                     |
| 4. 生活相談員   | 1名以上 | 1名                  |
| 5. 機能訓練指導員 | 1名以上 | 1名                  |
| 6. 計画作成担当者 | 1名以上 | 1名                  |

〈主な職種の勤務体制〉

| 職種         | 勤務体制  |
|------------|---|
| 1. 管理者     | 9：00～18：00  |
| 2. 看護職員    | 日勤： 9：00～18：00 1名   |
| 3. 介護職員    | 標準的な時間帯における最低配置人員<br>早出：6：00～15：00 1名<br>早出2：7：30～16：30 1名<br>日勤：9：00～18：00 1名<br>遅出：10：00～19：00 1名<br>夜勤：17：00～9：00 1名 |
| 4. 生活相談員   | 日勤：9：00～18：00 1名  |
| 5. 機能訓練指導員 | 日勤：9：00～18：00 1名  |
| 6. 計画作成担当者 | 日勤：9：00～18：00 1名  |

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7：50～                      昼食 12：00～                      夕食 17：20～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤掃除、洗濯

- ・居室の掃除・洗濯等の生活支援を行います。

⑥買い物

- ・日用品の買い物の付き添い又は代行を行います。

⑦その他

- ・身の回りに関するあらゆる生活相談に随時応じます。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第9条参照)

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。また所得に応じ1割から3割と負担割合が変わりますが、各々の金額は以下のとおりです。

| 介護給付費算定項目                    | 1割負担                          | 2割負担     | 3割負担     |        |
|------------------------------|-------------------------------|----------|----------|--------|
| 特定施設入居者生活介護費<br>要介護1         | 542円/日                        | 1,084円/日 | 1,626円/日 |        |
| 特定施設入居者生活介護費<br>要介護2         | 609円/日                        | 1,218円/日 | 1,827円/日 |        |
| 特定施設入居者生活介護費<br>要介護3         | 679円/日                        | 1,358円/日 | 2,037円/日 |        |
| 特定施設入居者生活介護費<br>要介護4         | 744円/日                        | 1,488円/日 | 2,232円/日 |        |
| 特定施設入居者生活介護費<br>要介護5         | 813円/日                        | 1,626円/日 | 2,439円/日 |        |
| サービス提供体制強化加算 I               | 22円/日                         | 44円/日    | 66円/日    |        |
| 協力医療機関連携加算 I                 | 100円/月                        | 200円/月   | 300円/月   |        |
| 高齢者施設等感染対策向上加算 I             | 10円/月                         | 20円/月    | 30円/月    |        |
| 高齢者施設等感染対策向上加算 II            | 5円/月                          | 10円/月    | 15円/月    |        |
| 生産性向上推進体制加算 2                | 10円/月                         | 20円/月    | 30円/月    |        |
| 夜間看護体制加算                     | 9円/日                          | 18円/日    | 27円/日    |        |
| 認知症専門ケア加算 I<br>(自立度がⅢ以上の方のみ) | 3円/日                          | 6円/日     | 9円/日     |        |
| 科学的介護推進体制加算                  | 40円/日                         | 80円/日    | 120円/日   |        |
| 口腔・栄養スクリーニング加算<br>(6ヶ月に1回)   | 20円                           | 40円      | 60円      |        |
| 看取り介<br>護加算                  | 死亡日 31日前～45日前<br>(最長 15日間の算定) | 72円/日    | 144円/日   | 216円/日 |
|                              | 死亡日 4日前～30日前<br>(最長 27日間の算定)  | 144円/日   | 288円/日   | 432円/日 |

|  |                           |          |          |          |
|--|---------------------------|----------|----------|----------|
|  | 死亡日の前日及び前々日<br>(最長2日間の算定) | 680円/日   | 1,360円/日 | 2,040円/日 |
|  | 死亡日                       | 1,280円/日 | 2,560円/日 | 3,840円/日 |

また、上記以外に

介護職員処遇改善加算として、保険給付内の1ヵ月分総金額×12.8% を頂きます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉別紙参照

### ① 生活費：食費、日用品費等 (毎年改訂があります)

料金：1ヶ月あたり 46,334円

1日あたり 1,000円 内訳(朝食 200円 昼食 400円 夕食 400円)

※ 前日までに欠食届の提出があれば、1食単位で利用料より減額します。

### ② 管理費(家賃)：1ヶ月あたり 20,000円

### ③ 事務費：本人の収入により金額が変わります。

### ④ 水道使用料等：1ヶ月あたり 2,760円

### ⑤ おむつ代：実費

### ⑥ 理髪・美容

必要に応じ、美容師の出張によるサービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,000円

### ⑦ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

### ⑧ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

### ⑨ 日常生活上必要となる諸費用：実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担い

ただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 9 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、特別な事情のない限り、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- |                                    |
|------------------------------------|
| ア. 指定銀行口座への振込み.<br>愛媛銀行 川之江支店 普通預金 |
| イ. 金融機関口座からの自動引き落とし                |

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第 10 条参照)

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、特定施設入居者生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合  | 無料        |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 給食原材料費の実費 |

(5) 身元引受人 (契約書第 24 条参照)

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

(6) 連帯保証人 (契約書第 25 条参照)

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額 100 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務についてご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、本会及び施設は、連帯保証人の方に利用料金等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

5. 苦情の受付について (契約書第 26 条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職氏名〕 生活相談員 木村大志 岡田 智子

○苦情解決責任者

〔職氏名〕 施設長 山本 光子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを事務所カウンターに設置しています。

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

・愛美会苦情処理委員会 第三者委員

| 氏名     | 住所            | 電話番号         | 所属    |
|--------|---------------|--------------|-------|
| 曾根 諦 泉 | 四国中央市妻鳥町 1233 | 0896-56-4024 | 愛美会理事 |

## (3) 行政機関その他苦情受付機関

|                     |  |
|---------------------|--|
| ・四国中央市役所<br>介護保険課   | 所在地 四国中央市三島宮川4丁目6-55<br>電話番号 0896-28-6024<br>受付時間 8：30～17：15 |
| ・愛媛県国民健康保険<br>団体連合会 | 所在地 松山市高岡町101-1<br>電話番号 089-968-8800<br>受付時間 9：00～17：00      |

## (4) 苦情解決方法

### ①意見・苦情の受付

- 受付担当者は、利用者等からの意見・苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接意見・苦情を受け付けることができる。
- 受付担当者は、利用者からの意見・苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について申出人に確認する。
  - ア 意見・苦情の内容
  - イ 申出人の希望等
  - ウ 第三者委員への報告の要否
  - エ 申出人と総括責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立会いの要否
- ウ及びエが不要な場合は、申出人と総括責任者の話し合いによる解決を図る。

### ②意見・苦情受付の報告・確認

- 受付担当者は、受け付けた意見・苦情は全て総括責任者に報告する。総括責任者は必要に応じ第三者委員に報告する。ただし、申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。
- 投書など匿名の意見・苦情については、総括責任者が判断し、必要に応じて第三者委員に報告するなど、適切な対応を行う。
- 第三者委員は、総括責任者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認する

とともに、申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

### ③解決に向けての話し合い

- 総括責任者は申出人との話し合いによる解決に努める。その際、申出人又は総括責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。
- 第三者委員の立会いによる申出人と総括責任者の話し合いは、次により行う。
  - ア 第三者委員による苦情内容の確認
  - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
  - ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

なお、総括責任者も第三者委員の立会いを要請することができる。

### (5) 苦情解決の記録、報告

苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。

- ア 受付担当者は、受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。
- イ 総括責任者は、一定期間毎に状況を第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
- ウ 総括責任者は、申出人に改善を約束した事項について、申出人及び必要に応じ第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。

## 6. 事故発生時の対応（契約書第 28 条参照）

- (1) 当事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 当事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故が発生又は再発することを防止する為、次の措置を講じます。
  - ①事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止の為の指針を整備します。
  - ②事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
  - ③事故発生の防止の為の委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行います。

## 7. 個人情報の利用目的について

当事業所は、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

<利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的>

## 1. 当事業所内部での利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用に係る当事業所の管理運営業務のうち次のもの
  - ・入退居等の管理
  - ・利用者の口座引落とし等 会計、経理
  - ・介護事故、緊急時等の報告
  - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

## 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
  - ・その他の業務委託
  - ・利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  - ・審査支払い機関へのレセプト提出
  - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ④ グループ全体（社会福祉法人愛美会、社会医療法人石川記念会、医療法人健康会）での情報の共有や連携

### <上記以外の利用目的>

#### 1. 当事業所内部での利用に係る利用目的

- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・当事業所において行われる学生等の実習への協力
- ・当事業所において行われる事例研究等

#### 2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 当事業所の管理運営業務のうち
  - ・外部監査機関等への情報提供

## 8. 感染対策の徹底について

○当事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を行います。
- (2) 介護職員その他の従業員に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止の為の研修を行います。

## 9. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 10. 福祉サービス第三者評価事業について

社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環です。

平成30年4月1日より、取り組み強化が謳われ、利用者の適切なサービス選択に資するものとなり得ることから、福祉サービス第三者評価を積極的に受審することが望ましいとされています。

福祉サービス第三者評価の受審                      有                      無

### 11. 虐待防止に関する事項について

- (ア) 虐待防止の為の対策を検討する「身体拘束廃止・虐待防止委員会」を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (イ) 虐待防止の為の指針の整備や研修を実施します。
- (ウ) 上記を適切に実施するために担当者を設置します。
- (エ) サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報いたします。

### 12. その他運営に関することについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職場環境改善対策として職員及びその他の役員のハラスメントの防止と排除に必要な事項を定めた社会福祉法人愛美会ハラスメント防止規程により、職場環境の改善に取り組んでいきます。

## ＜重要事項説明書付属文書＞

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4F
- (2) 建物の延べ床面積 2925.18m<sup>2</sup>
- (3) 事業所の周辺環境 燧灘を見下ろす緑豊かな高台に位置し、四季折々の花や野鳥が楽しめる静かな環境です。

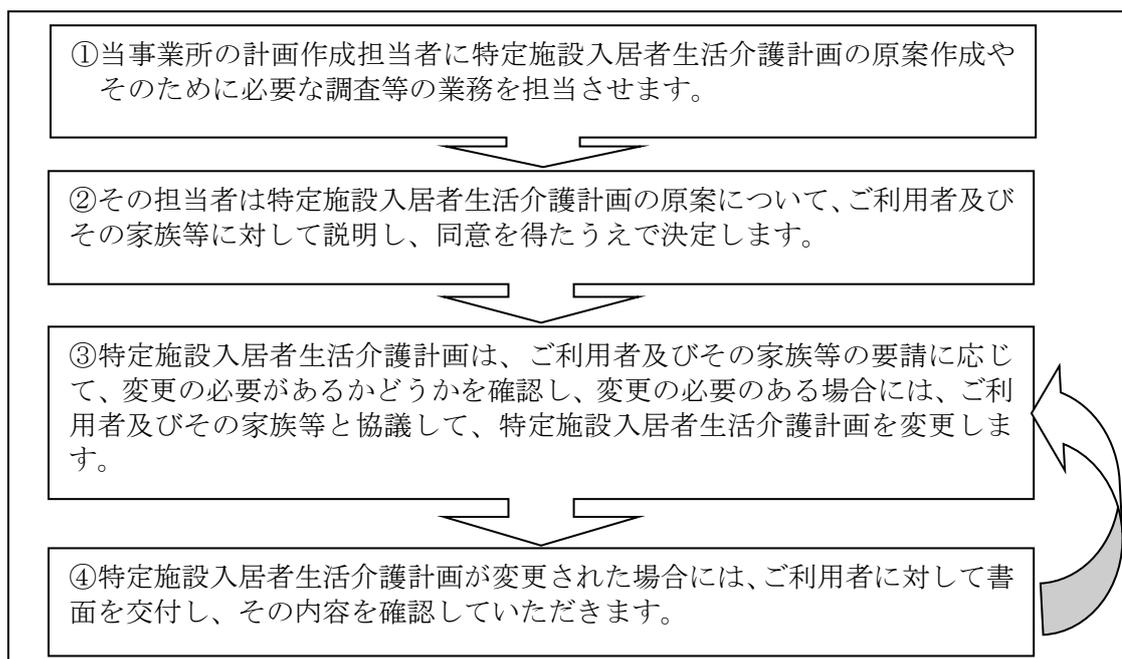
### 2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

- 管理者** 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- 看護職員** 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、機能訓練指導等も行います。1名の看護職員を配置しています。
- 介護職員** ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。日中3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- 生活相談員** ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。  
1名の生活相談員を配置しています。
- 機能訓練指導員** ご利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為に機能訓練を行う。
- 計画作成担当者** ご利用者に係る介護サービス計画を作成します。  
1名の計画作成担当者を配置しています。

### 3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、契約締結後に作成する「特定施設入居者生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通り行います。(契約書第3条参照)



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状況からみて必要な場合には、ご利用者からの聴取、確認のうえ、協力医療機関と連携します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧して頂き、複写物を交付します。
- ⑥ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ご利用者が退院後の一時的な療養、または24時間常時密な介護が必要な場合には、一時介護室にてサービスを提供いたします。その際、手続きとして主治医及びサービス従業者からの聴取、ご利用者又はその家族に説明、同意を得ることといたします。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。  
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ① 厳禁物：刃物等及びこれに類する危険物
- ② 火災の発生する恐れのある器具等
- ③ その他：仏壇（位牌は可）、冷蔵庫、机等のベッドサイドに置けない大きな物
- ④ 動物：小動物を含む一切の生き物

施設・設備の使用上の注意（契約書第 14 条、第 15 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意、または不注意により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ご利用者が次のいずれかに該当する時は、居室の変更をしていただきます。但し、その場合、ご利用者とその家族に説明、同意を得ることといたします。
  - ・ 2 人部屋のご利用者が、いずれか一方の死亡等により 1 人となったとき
  - ・ ご利用者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき
  - ・ その他、管理者が必要と認めるとき
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

## (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## (3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。）

### ①協力医療機関

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 医療機関の名称 | 社会医療法人 石川記念会 HITO 病院   |
| 所在地     | 四国中央市上分町 7 8 8 - 1     |
| 診療科     | 外科、内科、脳神経外科、整形外科、形成外科等 |

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人 健康会 石川クリニック   |
| 所在地     | 四国中央市上分町 7 3 2 - 1 |
| 診療科     | 内科、外科              |

### ②協力歯科医療機関

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人 尚古会 坂歯科      |
| 所在地     | 四国中央市川之江町 1856-12 |

## 6. 損害賠償について（契約書第 16 条、第 17 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 附則

- ① この重要事項は、平成24年2月1日より施行する。
- ② この重要事項の一部を平成24年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ③ この重要事項の一部を平成25年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ④ この重要事項の一部を平成25年12月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑤ この重要事項の一部を平成26年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑥ この重要事項の一部を平成27年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑦ この重要事項の一部を平成28年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑧ この重要事項の一部を平成28年10月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑨ この重要事項の一部を平成29年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑩ この重要事項の一部を平成29年9月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑪ この重要事項の一部を平成30年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑫ この重要事項の一部を平成30年8月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑬ この重要事項の一部を平成30年12月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑭ この重要事項の一部を平成31年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑮ この重要事項の一部を令和1年6月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑯ この重要事項の一部を令和1年10月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑰ この重要事項の一部を令和2年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑱ この重要事項の一部を令和2年6月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑲ この重要事項の一部を令和3年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑳ この重要事項の一部を令和4年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ㉑ この重要事項の一部を令和4年10月1日に改正し、同日より施行する。
- ㉒ この重要事項の一部を令和5年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ㉓ この重要事項の一部を令和6年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ㉔ この重要事項の一部を令和6年6月1日に改正し、同日より施行する。
- ㉕ この重要事項の一部を令和6年8月1日に改正し、同日より施行する。

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス 虹の里

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所  
氏名 印

(身元引受人)  
住所  
氏名 印

本人との続柄

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

「介護予防特定施設入居者生活介護」  
(ケアハウス虹の里)

重要事項説明書

社会福祉法人 愛美会

## 「介護予防特定施設入居者生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(愛媛県指定 第3871300657号)

当事業所はご利用者に対して介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

### \*\* 目次 \*\*

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 事業者                | 2 |
| 2. 事業所の概要             | 2 |
| 3. 職員の配置状況            | 3 |
| 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 4 |
| 5. 苦情の受付について          | 7 |
| 6. 事故発生時の対応について       | 7 |
| 7. 個人情報の利用目的について      | 7 |
| 8. 感染対策の徹底について        | 8 |
| 9. 非常災害対策             | 9 |
| 10. 福祉サービス第三者評価事業について | 9 |
| 11. 虐待防止に関する事項について    | 9 |
| 12. その他運営に関する事について    | 9 |

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛美会
- (2) 法人所在地 愛媛県四国中央市上分町乙 8番地2
- (3) 電話番号 0896-56-2333
- (4) 代表者氏名 理事長 石川 繁一
- (5) 設立年月 昭和63年12月24日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防特定施設入居者生活介護事業所・平成24年2月1日指定  
愛媛県 3871300657号
- (2) 事業所の目的 介護予防特定施設入居者生活介護は、介護保険法令に従い、契約者（ご利用者）が、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すことを目的として、介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 介護予防特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス虹の里
- (4) 施設の所在地 愛媛県四国中央市上分町乙 8番地73
- (5) 電話番号 0896-58-0012
- (6) 事業所長氏名 山本 光子
- (7) 当事業所の運営方針
  - 1. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防特定施設サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
  - 2. 明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。
  - 3. 市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービス提供者等との密接な連携に努める。
- (8) 開設年月日 平成24年 2月 1日
- (9) 入居定員 定員50名
  - 居室 個室46室 2人部屋2室
  - 一時介護室（収容定員1名） 1室

### (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

| 居室・設備の種類   | 室数   | 面積      | 備考                             |
|------------|------|---------|--------------------------------|
| 個室（1人部屋）   | 46室  | 24.4㎡   | 設備：トイレ、ミニキッチン、エアコン、シャワー室、浴室、電話 |
| 2人部屋       | 2室   | 46.8㎡   |                                |
| 一時介護室      | 1室   | 24.4㎡   |                                |
| 機能訓練室      | 2室   | 25.2㎡   |                                |
| 談話室        | 1室   | 25.2㎡   |                                |
| 大浴場        | 1室   | 32.8㎡   | 一般浴、機械浴                        |
| 洗濯室        | 1室   | 19.2㎡   |                                |
| 便所         | 各階1室 | 23.4㎡   |                                |
| 寮母室        | 1室   | 23.4㎡   |                                |
| 食堂         | 1室   | 118.09㎡ |                                |
| 多目的ふれあいホール | 1室   | 206.2㎡  |                                |

※上記は、厚生労働省が定める基準により、介護予防特定施設入居者生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備等です。

※居室の変更：ご利用者又は家族等から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者又は家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種         | 人員   | 指定基準            |
|------------|------|-----------------|
| 1. 管理者     | 1名   | 1名              |
| 2. 看護職員    | 1名以上 | 合計数が利用者10名に対し1名 |
| 3. 介護職員    | 7名以上 |                 |
| 4. 生活相談員   | 1名以上 | 1名              |
| 5. 機能訓練指導員 | 1名以上 | 1名              |
| 6. 計画作成担当者 | 1名以上 | 1名              |

〈主な職種の勤務体制〉

| 職種         | 勤務体制  |
|------------|---|
| 管理者        | 9：00～18：00  |
| 看護職員       | 日勤： 9：00～18：00 1名   |
| 3. 介護職員    | 標準的な時間帯における最低配置人員<br>早出： 6：00～15：00 1名<br>早出2： 7：30～16：30 1名<br>日勤： 9：00～18：00 1名<br>遅出：10：00～19：00 1名<br>夜勤：17：00～ 9：00 1名 |
| 4. 生活相談員   | 日勤： 9：00～18：00 1名   |
| 5. 機能訓練指導員 | 日勤： 9：00～18：00 1名   |
| 6. 計画作成担当者 | 日勤： 9：00～18：00 1名   |

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

〈サービスの概要〉

##### ①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7：50～                  昼食 12：00～                  夕食 17：20～

##### ②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。

##### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤掃除・洗濯

- ・居室の掃除・洗濯等の生活支援を行います。

⑥買い物

- ・日用品の買い物の付き添い又は代行を行います。

⑦その他

- ・身の回りに関するあらゆる生活相談に随時応じます。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第9条参照)

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。また所得に応じ1割から3割と負担割合が変わりますが、各々の金額は以下のとおりです。

| 介護予防給付費算定項目                 | 1割負担   | 2割負担   | 3割負担   |
|-----------------------------|--------|--------|--------|
| 介護予防特定施設入居者生活介護費<br>要支援1    | 183円/日 | 366円/日 | 549円/日 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護費<br>要支援2    | 313円/日 | 626円/日 | 939円/日 |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ               | 22円/日  | 44円/日  | 66円/日  |
| 協力医療機関連携加算Ⅰ                 | 100円/月 | 200円/月 | 300円/月 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ             | 10円/月  | 20円/月  | 30円/月  |
| 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ             | 5円/月   | 10円/月  | 15円/月  |
| 生産性向上推進体制加算Ⅱ                | 10円/月  | 20円/月  | 30円/月  |
| 認知症専門ケア加算Ⅰ<br>(自立度がⅢ以上の方のみ) | 3円/日   | 6円/日   | 9円/日   |
| 科学的介護推進体制加算                 | 40円/日  | 80円/日  | 120円/日 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算<br>(6ヶ月に1回)  | 20円    | 40円    | 60円    |

また、上記以外に、

介護職員処遇改善等加算として、保険給付内の1ヵ月分総金額×12.8%を頂きます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉別参照

生活費：食費、日用品費等（毎年改訂があります）

料金：1ヶ月あたり 46,334円

1日あたり 1,000円 内訳（朝食 200円 昼食 400円 夕食 400円）

※ 前日までに欠食届の提出があれば、1食単位で利用料より減額します。

①管理費（家賃）：1ヶ月あたり 20,000円

②事務費：本人の収入により金額が変わります。

③水道使用料等：1ヶ月あたり 2,760円

④おむつ代：実費

⑤理髪・美容

必要に応じ、美容師の出張によるサービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,000円

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑦複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

日常生活上必要となる諸費用：実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、特別な事情のない限り、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 指定銀行口座への振込み。  
愛媛銀行 川之江支店 普通預金
- イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 10 条参照）

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、介護予防特定施設入居者生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合  | 無料        |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 給食原材料費の実費 |

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）\*

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職氏名] 生活相談員 木村大志 岡田 智子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを事務所カウンターに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

|                     |      |                  |
|---------------------|------|------------------|
| ・四国中央市役所<br>介護保険課   | 所在地  | 四国中央市三島宮川4丁目6-55 |
|                     | 電話番号 | 0896-28-6024     |
|                     | 受付時間 | 8：30～17：15       |
| ・愛媛県国民健康保険<br>団体連合会 | 所在地  | 松山市高岡町101-1      |
|                     | 電話番号 | 089-968-8800     |
|                     | 受付時間 | 9：00～17：00       |

6. 事故発生時の対応（契約書第 26 条参照）\*

(1) 当事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を

講じます。

(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

(3) 当事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(4) 事故が発生又は再発することを防止する為、次の措置を講じます。

①事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止の為の指針を整備します。

②事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。

③事故発生の防止の為の委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行います。

## 7. 個人情報の利用目的について

○当事業所は、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

<利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的>

### 1. 当事業所内部での利用目的

① 当事業所が利用者等に提供する介護サービス

② 介護保険事務

③ 介護サービスの利用に係る当事業所の管理運営業務のうち次のもの

- ・入退居等の管理
- ・利用者の口座引落とし等 会計、経理
- ・介護事故、緊急時等の報告
- ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

### 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

① 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携、照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・家族等への心身の状況説明

② 介護保険事務のうち

- ・審査支払い機関へのレセプト提出
- ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

- ④ グループ全体（社会福祉法人愛美会、社会医療法人石川記念会、医療法人健康会）での情報の共有や連携

<上記以外の利用目的>

1. 当事業所内部での利用に係る利用目的
  - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - ・当事業所において行われる学生等の実習への協力
  - ・当事業所において行われる事例研究等
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
  - ① 当事業所の管理運營業務のうち
    - ・外部監査機関等への情報提供

## 8. 感染対策の徹底について

○当事業所において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を行います。
- (2) 介護職員その他の従業員に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止の為の研修を行います。

## 9. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 10. 福祉サービス第三者評価事業について

社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環です。

平成30年4月1日より、取り組み強化が謳われ、利用者の適切なサービス選択に資するものとなり得ることから、福祉サービス第三者評価を積極的に受審することが望ましいとされています。

福祉サービス第三者評価の受審                      有                      無

## 11. 虐待防止に関する事項について

- (ア) 虐待防止の為の対策を検討する「身体拘束廃止・虐待防止委員会」を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (イ) 虐待防止の為の指針の整備や研修を実施します。
- (ウ) 上記を適切に実施するために担当者を設置します。

(エ) サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報いたします。

## 1 2. その他運営に関することについて

事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職場環境改善対策として職員及びその他の役員のハラスメントの防止と排除に必要な事項を定めた社会福祉法人愛美会ハラスメント防止規程により、職場環境の改善に取り組んでいきます。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4F
- (2) 建物の延べ床面積 2925.18m<sup>2</sup>
- (3) 事業所の周辺環境 燧灘を見下ろす緑豊かな高台に位置し、四季折々の花や野鳥が楽しめる静かな環境です。

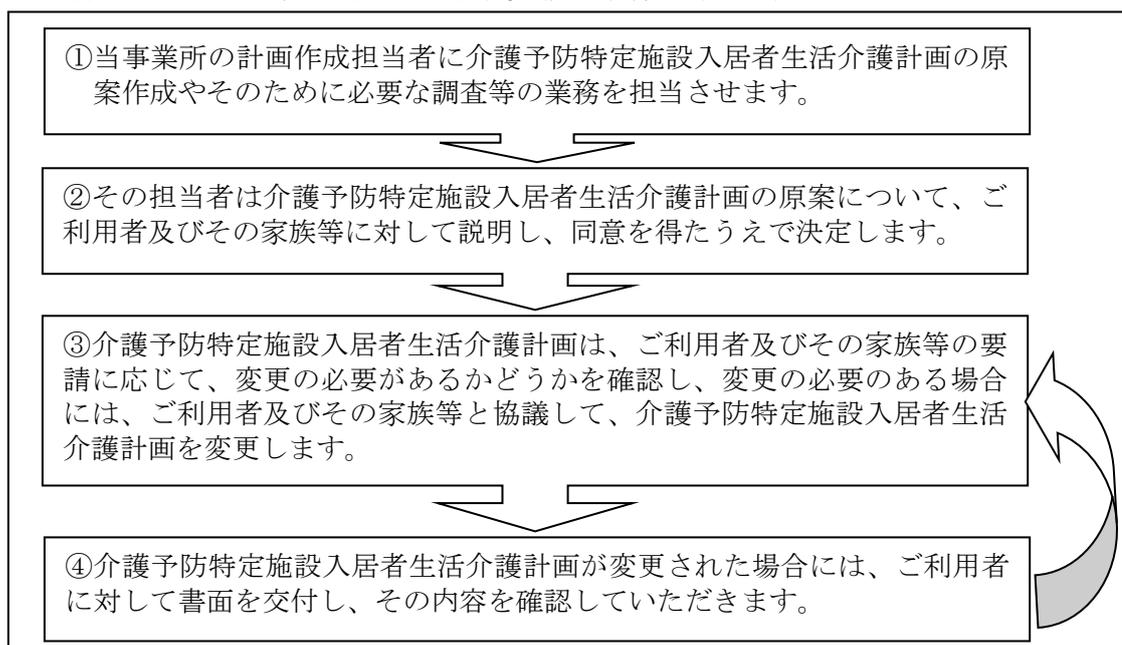
### 2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- |         |  |
|---------|--|
| 管理者     | 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。                                      |
| 看護職員    | 主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、機能訓練指導等も行います。1名の看護職員を配置しています。   |
| 介護職員    | ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。日中3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。 |
| 生活相談員   | ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。<br>1名の生活相談員を配置しています。               |
| 機能訓練指導員 | ご利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為の機能訓練を行う。         |
| 計画作成担当者 | ご利用者に係る介護サービス計画を作成します。<br>1名の計画作成担当者を配置しています。                    |

### 3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、契約締結後に作成する「介護予防特定施設入居者生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通り行います。(契約書第3条参照)



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状況からみて必要な場合には、ご利用者からの聴取、確認のうえ、協力医療機関と連携します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧して頂き、複写物を交付します。
- ⑥ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ご利用者が退院後の一時的な療養、または24時間常時密な介護が必要な場合には、一時介護室にてサービスを提供いたします。その際、手続きとして主治医及びサービス従業者からの聴取、ご利用者又はその家族に説明、同意を得ることといたします。
- ⑧事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。  
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

##### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ① 厳禁物：刃物等及びこれに類する危険物
- ② 火災の発生する恐れのある器具等
- ③ その他：仏壇（位牌は可）、冷蔵庫、机等のベッドサイドに置けない大きな物
- ④ 動物：小動物を含む一切の生き物

施設・設備の使用上の注意（契約書第 14 条、第 15 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意、または不注意により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ご利用者が次のいずれかに該当する時は、居室の変更をしていただきます。但し、その場合、ご利用者とその家族に説明、同意を得ることといたします。
  - ・ 2 人部屋のご利用者が、いずれか一方の死亡等により 1 人となったとき
  - ・ ご利用者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき
  - ・ その他、管理者が必要と認めるとき
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

①協力医療機関

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 医療機関の名称 | 社会医療法人 石川記念会 HITO 病院   |
| 所在地     | 四国中央市上分町 7 8 8 - 1     |
| 診療科     | 外科、内科、脳神経外科、整形外科、形成外科等 |

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人 健康会 石川クリニック   |
| 所在地     | 四国中央市上分町 7 3 2 - 1 |
| 診療科     | 内科、外科              |

②協力歯科医療機関

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人 尚古会 坂歯科      |
| 所在地     | 四国中央市川之江町 1856-12 |

## 6. 損害賠償について（契約書第 16 条、第 17 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 附則

- ① この重要事項は、平成24年2月1日より施行する。
- ② この重要事項の一部を平成24年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ③ この重要事項の一部を平成25年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ④ この重要事項の一部を平成25年12月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑤ この重要事項の一部を平成26年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑥ この重要事項の一部を平成27年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑦ この重要事項の一部を平成28年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑧ この重要事項の一部を平成28年10月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑨ この重要事項の一部を平成29年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑩ この重要事項の一部を平成29年9月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑪ この重要事項の一部を平成30年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑫ この重要事項の一部を平成30年8月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑬ この重要事項の一部を平成30年12月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑭ この重要事項の一部を平成31年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑮ この重要事項の一部を令和1年6月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑯ この重要事項の一部を令和1年10月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑰ この重要事項の一部を令和3年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑱ この重要事項の一部を令和4年10月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑲ この重要事項の一部を令和5年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ⑳ この重要事項の一部を令和6年4月1日に改正し、同日より施行する。
- ㉑ この重要事項の一部を令和6年6月1日に改正し、同日より施行する。
- ㉒ この重要事項の一部を令和6年8月1日に改正し、同日より施行する。

年 月 日

介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護予防特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス 虹の里

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所  
氏名 印

(身元引受人) 住所  
氏名 印

本人との続柄

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## 個人情報使用同意書

私は、介護予防特定施設入居者生活介護サービスを利用するにあたり、「個人情報の利用目的について」の説明を受け、十分理解した上で情報を提供することに同意します。

年 月 日

(利用者)

氏名

印

(身元引受人)

氏名

印

本人との続柄

介護予防特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス虹の里  
施設長 殿